

議案第32号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出

印南町長 日裏 勝己

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

印南町長 日裏 勝己

令和6年度 印南町滝ノ岡専用水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度 印南町滝ノ岡専用水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,505 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 1, 100	千円 1, 846	千円 2, 946
	1 繰越金	1, 100	1, 846	2, 946
4 諸収入		8, 760	△1, 885	6, 875
	2 雑入	8, 759	△1, 885	6, 874
歳 入 合 計		10, 544	△39	10, 505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	10,235	0	10,235
	1 総務管理費	10,235	0	10,235
3	予備費	299	△39	260
	1 予備費	299	△39	260
歳 出 合 計		10,544	△39	10,505

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1, 100	千円 1, 846	千円 2, 946
計	1, 100	1, 846	2, 946

4 款 諸収入

2 項 雑入

1 雑入	8, 759	△1, 885	6, 874
計	8, 759	△1, 885	6, 874

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	千円 1, 846	前年度繰越金 千円 1, 846

1 雑入	△1, 885	紀ノ郷管理組合運営協力金 切目川河川改修補償費 △2, 500 615

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 10,235	千円 0	千円 10,235	千円	千円	千円 △2,500	千円 2,500
計	10,235	0	10,235	0	0	△2,500	2,500

3 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	299	△39	260				△39
計	299	△39	260	0	0	0	△39

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		財源更正
